

会 則 等

東 北 畜 産 学 会 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は、東北畜産学会と称し、事務所を会長の所属する機関に置く。

第2条 本会は、畜産に関する学術の進歩を図り、併せて東北地域における畜産業と畜産技術の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究発表会、学術講演会の開催
2. 東北畜産学会報の発行
3. 学術の進歩発展と普及に貢献した者の表彰
4. (社)日本畜産学会東北支部に係る事務の執行
5. その他、本会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、次の3種類とする。

1. 正会員 第2条の目的に賛同して入会した者
2. 賛助会員 第3条の事業を賛助するために入会した団体
3. 名誉会員 本会に功績のあった正会員で総会において推薦された者

第5条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、評議員会の承認を得なければならない。

第6条 正会員は総会において別に定める入会金及び会費、賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第7条 会員は次の各号の1に該当するときは会員の資格を失うものとする。

1. 本人の意思による退会
2. 1年間会費を納入しない場合
3. 評議員会が、会員として不適格と認め、総会において議決した場合

第3章 役員及び幹事

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 評議員 東北各県から10~20名ずつ
4. 監 事 2名

第9条 役員は正会員の中から総会において選任する。

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし会長は2期をこえて在任しないものとする。

第11条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

評議員は、評議員会を組織し、会則及び総会の

議決に基づき、本会の業務を執行する。

監事は、本会の会計及び業務について監査を行う。

第12条 本会の業務を円滑に推進するため、幹事を若干名置くことが出来る。幹事は会長が会員の中から委嘱する。

第4章 会 議

第13条 本会の会議は総会及び評議員会とし、会長が招集する。総会は通常総会及び臨時総会とする。

1. 総会は、正会員をもって構成し、評議員会は評議員をもって構成する。
2. 通常総会は毎年会計年度終了後6ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は評議員会が必要と認めたとき、監事の請求により開催する。
4. 会議の議事は出席構成員の過半数の同意をもって決する。

第14条 総会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算の決定
2. 事業報告書及び収支決算の承認
3. 会則の変更
4. その他、本会の運営に関する重要な事項

第15条 評議員会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会で議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 経 理

第16条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

内 規 (平成9・10年度暫定)

1. 正会員、学生会員及び名誉会員は、本学会の主催する各種の行事に参加し、学会報への投稿、大会及び例会における研究発表を行うことができる。
2. 正会員の会費は年額3,000円、学生会員は1,500円、団体会員は年額5,000円とする。賛助会員は会費年額20,000円を納める。

付 則

この会則は平成7年4月1日から施行する。

平成8年8月30日一部改定